

令和2年度2月補正予算案（その3）の概要

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間が3月7日まで延長されたこと等を踏まえ、営業時間の短縮要請に応じた事業者に「協力金」を交付するとともに、高齢者施設等の従事者への集中検査を実施するため、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの累計額	2月補正予算 (その3)	2月現計予算額	(参考) 2年度2現/ 元年度2現
一般会計	24,478.72	1,240.44	25,719.17	138.3
特別会計	21,208.81	—	21,208.81	102.8
企業会計	1,489.88	—	1,489.88	130.8
計	47,177.43	1,240.44	48,417.87	119.9

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの累計額	2月補正予算 (その3)	2月現計予算額
国庫支出金	6,237.42	1,240.44 [※]	7,477.86
その他	18,241.30	—	18,241.30
計	24,478.72	1,240.44	25,719.17

※ 国庫支出金はすべて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
(協力要請推進枠分:959.44億円、県独自事業分・即時対応分:280.99億円)

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 1,208億 447万円

県からの5時から20時までの時間短縮営業(酒類の提供は19時まで)の要請に協力した飲食店等に対して協力金を支払う。

対象者	飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた県内全ての飲食店等 ※ いわゆる飲食店のほか、バー・キャバレー等も含む ※ 「感染防止対策取組書」等の掲示が交付要件
時短営業要請期間	令和3年2月8日から3月7日まで
交付金額	1日・1店舗当たり6万円(最大168万円)
申請受付開始時期	時短営業期間終了後、速やかに開始予定

※ 補正予算額には、1月補正予算で措置した協力金(第5弾)の増額分(316億2,563万円)を含む

[産業労働局中小企業部事業者支援担当課長 電話 045-285-0648]

㊦○ 新型コロナウイルス感染症検査事業費

32億4,000万円

県内の医療提供体制を維持するため、県内全域を対象として、重症化リスクが高い高齢者や障がい者が生活する施設の従事者に集中的検査を実施し、施設内の感染拡大防止対策を強化する。

[検査の実施方法については、

健康医療局医療危機対策本部室感染症対策担当課長 電話 045-285-0559]

[検査の対象施設（高齢者施設）については、

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長 電話 045-210-4830]

[検査の対象施設（障害者施設）については、

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

問合せ先

神奈川県総務局財政部財政課

課長 黒岩 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 市川 電話 045-210-2252